

# 平成24年度第2回 野洲市景観審議会会議録

## 要約版

開催日時…平成24年7月12日（木）9時30分～11時15分

会場…中主防災コミセン2階防災研修室

### 1. 開会

【事務局】 第2回野洲市景観審議会を始める。9名の委員のうち、半数以上の8名が出席していることから、野洲市景観条例施行規則の第22条第3項により、委員会が成立していることを報告させていただく。

### 2. 挨拶

【会長】 前回の審議会では、審議会の役割や、景観形成方針、景観計画の考え方などについて審議した。本日は市長から諮問があり、その内容について皆さんに審議していただく。

そして、6月30日に野洲駅南地区の景観形成について、市が第2回の地区住民対象の懇談会を開催された。その結果も踏まえて審議したい。

【市長】 本日はご多忙の中ご出席をいただきましてありがとうございます。6月1日から景観条例が施行され、本市は景観行政団体となって独自の景観行政を行うこととなった。

本日諮問させていただく景観計画案は、市が作ったというよりは市民の皆さん方、専門家の皆さん方にご検討いただいたものになっている。案の中で重点地区を設けているが、市独自のものは1地区、そのほか2地区は滋賀県の景観条例で位置づけられた地域を取り込んで設定している。本日は市独自の重点地区である野洲駅南地区を中心に議論いただきたい。

（事務局：配布資料の確認）

### 3. 議事案件 野洲市景観計画(案)について

（市長：諮問）

【会長】 6月30日に行われた野洲駅南地区についての懇談会の結果をご報告いただくとともに、それを踏まえて野洲駅南地区の具体的な景観形成基準案を中心に審議していきたい。

（事務局：資料説明）

【会長】 意見や質問はないか。

【A委員】 質問したい点が沢山あるが、この場で全て質問すると時間がなくなってしまう。後で紙面にして提出することは可能か。

【事務局】 大きな論点については情報を共有するという意味からこの場で討議していただきたいが、その他については個別に都市計画課へ文章ないし口頭で質問していただいて構わない。

ただ、資料の修正を要するものについては、審議の後に修正することとなるので、この場でご発言いただきたい。

【A委員】 景観においては建築物の高さが重要なポイントになってくるが、建築指導要綱のような規則を設けることも必要ではないか。

【事務局】 どの地域に高さ制限を加えるか、それによって手法も変わってくる。

【A委員】 駅前の重点地区を想定している。商業地で容積率が高いが、日影規制がかかってくるので13メートル以上のものはできないかもしれない。高さ以外のことも含めて、私の方でも考えてみたい。

【B委員】 コンパクトシティとして建築物の密集が予想される中で、アサヒビールの跡地など面積が限られた空間にこれもあれもと計画し、さらに緑化や景観形成についても検討している。建築物が密集しているところにゆとりのある景観は出来ないのではないか。

【会長】 ゆとりがあるというのは感覚的なものになっているので、多くの方が考えるゆとりある景観を具体的なイメージにしていくことがこれから必要になってくるかと思う。

【事務局】 アサヒビールの跡地を取得し、現在その活用について議論している。7月27日には第1回検討委員会の開催を予定しており、また7月20日にはまちづくり井戸端会議と題して市長や市幹部と膝を交えてまちづくりの関心ごとを議論する予定となっている。ぜひ皆さんからご意見いただきたい。

駅前地区のゆとりある景観については、景観形成基準の中で、建築物に道路から2メートルのセットバックを設定している。アサヒビール跡地についても、地区計画で道路から2メートルセットバックすることとしている。また計画の中においても可能な限り緑化に努めるよう定めている。

【B委員】 守山市では看板が多く、また騒音が激しく、景観形成に手をつけざるを得ない状況になっていたようだ。騒音は景観形成には含まれないのか。

【事務局】 本計画では、景観とは視覚的なものと位置づけている。騒音規制に関する法規制は生活を守り育てる条例や騒音規制などであり、別件となる。

【会長】 緑などの緩衝が増えることは、騒音が減ることであり、景観と騒音抑制とは近い関係にある。

ただ、この審議会では視覚的な部分を中心に扱うことになる。

【C委員】 景観の将来像をいつまでに実現するかの目標年次を定めてはどうか。

【事務局】 総合計画や都市計画マスタープランにも目標年次は設定されている。景観計画においてもどのように表現できるか考えたい。

- 【会長】 屋外広告物は景観形成において重要な要素である。広告物に対する方針を明確にしなければならない。
- 【事務局】 屋外広告物についてはその他の方針の部分で記載している。市独自の屋外広告物条例を定め、制限なり規制で景観計画を補足できるよう検討したい。
- 【B委員】 北村季吟の「このふるさととは野洲の流れを母となす。遠き祖先は銅鐸の暮らしを地に秘めて。三上のお山は先人の高き文化を誇るが如く立つ。最後に一点輝く」という言葉は、野洲川と銅鐸と三上山が野洲市のシンボルであるという、景観計画の原点を象徴する言葉であると考えている。ぜひ景観計画のどこかに入れていただきたい。
- 【事務局】 野洲市の景観の現状の部分に、三上山や野洲川、また銅鐸はないものの歴史・文化景観についての記載があり、市もそれらの保全を図る方向で動いている。解釈としては、北村季吟の言葉に沿っていると考えている。
- 【D委員】 景観形成基準の中に形態として適度な軒の出、また周辺の建築物の多くが入母屋、切妻等の形態の屋根を持った地区、という文言があるが、適度な軒の出とはどのくらいか、また周辺の建築物の多くとはどのくらいの割合なのか。
- 反射光のある素材はだめであると書かれているが、太陽光発電のためのソーラーパネルはどうなるのか。
- 出来るだけ緑地を確保する、という文言の出来るだけの範囲とはどのくらいか。
- 沿道景観形成地区について、市街地と田園で区域の幅が違うが、区域の設定はどのようになっているのか。
- 野洲駅前の良好な景観として玄関口にふさわしい活力とうるおいのある景観を形成するとあるが、景観形成基準でうるおいやふさわしい活力はどのように考えられているのか。
- 【事務局】 沿道景観形成地区は県から引き継いだものであり、市街化区域内については道路界から見える範囲を指定している。また、田園集落の沿道景観形成地区については道路界から約200メートルとなっている。
- 玄関口にふさわしい活力とうるおいについては、セットバックをしたり緑地を設けたりといった中でうるおいを、既存の土地利用がされているところで商店としての土地利用を進めていくことで活力を生み出していくということになる。
- 【事務局】 基準については滋賀県のガイドラインを踏襲しており、適度な軒の出は75センチメートル以上を推奨する。
- 太陽光パネルの設置は一概にだめだというのではなく、屋根の形状や色彩と調和したものを設置してほしいという意味で入れられている。
- 出来るだけ緑地を確保する、とは、建築の壁面と道路との間に、生垣や中木程度の植栽を整備するということを指している。
- 駅前南地区は滋賀県の沿道景観形成地区と重なっているため、滋賀県の基準を基本に設定している。滋賀県のガイドラインに基づいて、野洲市の独自性を加味した市のガイドラインを作り、景観計画の施行前に周知を図りたい。
- 【E委員】 重点地区から多少離れた場所に住宅地があるが、重点地区のエリアを拡大するということは今後ありえるのか。

また、景観計画が確定した後、重点地域で不動産取引があった場合に景観計画の重要事項を説明するため、より分かりやすい資料を作成して宅建協会ないし県の住宅課に周知してほしい。

【事務局】 違う場所で重点地区を新たに指定する可能性はあるが、駅南地区の区域を拡大することは現時点で考えていない。ただ、市民からの要望があれば検討する。重要事項の説明でも使用できる分かりやすいガイドラインを作成して、基準を明確に示していきたい。

【A委員】 建築物の色彩基準として提示されたマンセル値の表が、一般の方にとっては分かりづらいものであると思う。イメージ図を大きく描くか、あるいは一般の方にとっても分かりやすい表現に変えてはどうか。

【会長】 より具体的に、沿道や一般の景観形成について、バリエーションを作るのか。

【事務局】 マンセル表については懇談会でも指摘があり、事務局で検討中である。景観計画を決定するとともに、実施の前段階においてガイドラインを作成する。具体的で分かりやすい表現としたい。

【会長】 今の段階ではそこまで検討することはしないものの、建築物の色彩について、自治体ごとに自分達の色を持つことがある。

色彩は人間の目で判断するものであるから、僅かな色の差の判断が課題となってくる。計画にはまだ記載がないが、こうした専門的なことをアドバイスする景観アドバイザーを置くことも考えられる。

8月1日から30日までのパブリックコメント、8月11日の市民説明会でいただいた市民からの意見を踏まえて、景観計画(案)を継続して審議するものとする。これを以って、第2回景観審議会を終了する。

#### 4. その他

【事務局】 次回の景観審議会は9月14日金曜日を予定している。

#### 5. 閉会

【事務局】 本日は長時間に渡るご審議で貴重なご意見をいただきありがとうございました。パブリックコメントと市民説明会を実施し、市民の皆様からご意見をいただいた上で、ご意見に対する市の対応について審議いただきたい。

本日はありがとうございました。

—— 終了 ——